

第172回介護給付費分科会における主な意見

第172回介護給付費分科会における主な意見について

※第172回介護給付費分科会において頂いたご意見について事務局の責任で整理したもの

1. 居宅介護支援の管理者要件に係る経過措置について

<管理者要件>

- 主任ケアマネの管理者要件について、様々な事業所での経験や視点も重要なスキルであり、他の事業所との兼務期間も通算期間として認めるべきではないか。

<不測の事態が生じた場合の猶予期間>

- 猶予期間が1年間では短すぎる。実務経験数5年以上の要件があるため、容易に対応できない場合もあるのではないか。

<主任ケアマネの質の確保>

- 主任ケアマネは、事務管理やケアマネジメントなど、どのような能力が求められるのか。管理者研修には試験がないが、質を担保する仕組みが必要ではないか。
- 管理者になることに不安を感じているケアマネもあり、その点についても支援が必要。
- 主任ケアマネが管理者になることで、利用者に対してどのような効果があったのか調査すべきではないか

<研修機会の確保>

- 特別地域や中山間地域を含め、各地域で必要な主任ケアマネを確保できるよう、基金を活用しながら、研修体制の充実や環境整備を図るべきではないか。
- 定員により研修を受講できない事例がある。非常勤職員を含めて管理者研修を受けられるよう、研修機会の確保や研修方法の工夫が必要ではないか。

2. 地域区分について

- 大幅な見直しはせず、微調整する形で進めていただきたい。
- 中山間地域における必要な介護サービスの安定的な確保の妨げにならないよう、行政的に一体性を有する市町村域を超えた範囲での設定も含め、見直しを検討すべき。
- 人材不足による人件費の高騰から、見直しが必要。人件費割合別の区分について、精緻化を検討すべき。